

専決処分について承認を求める件
(令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号))

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年3月27日提出

西いぶり広域連合長 青山 剛

記

- 1 専決事項 令和6年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和7年2月27日

令和 6 年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度西いぶり広域連合の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
3 情報処理費	1 情報処理費	上下水道料金システム更新	139,920